(二) 求職者に対する公共職業訓練及び求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給を通じた能力開発、訓練機関と公共職業安定所との連携を通じた就職支援

公共職業安定所は、地域の実情を踏まえ、求職者に適切に公共職業訓練や求職者支援訓練の受講あっせんを行い、一定の要件を満たす者に給付金を支給するとともに、都道府県及び訓練機関を通じて求人情報の提供や就職希望アンケートを実施する等、関係機関と連携し、求職者の早期再就職を支援する。

四　非正規雇用労働者の雇用の安定・処遇の改善

(一) 非正規雇用問題に係るビジョンの実現に向けた取組の推進

平成二十四年三月にとりまとめた非正規雇用問題に係るビジョンに基づき、日本経済全体の持続的な発展を目指すという観点から、非正規雇用の労働者の能力開発の強化やキャリアアップの総合的な支援等、ディーセント・ワークの実現に向けた実効ある取組を推進する。

(二) 雇用管理の改善に向けた有期労働契約労働者や派遣労働者に関する新たなルール等の周知

企業における雇用管理の改善の取組を促進するよう、必要に応じて地方自治体等と連携し、有期労働契約が繰り返し更新されて通算五年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約に転換できる制度の導入等の改正内容が平成二十五年四月から全面施行される労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）や平成二十四年十月に有期雇用派遣労働者の無期雇用への転換推進措置等の改正内容が施行された労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）で導入されたルールが着実に実施されるよう、引き続きこれらの法の内容の周知広報を行う。

(三) パートタイム労働者の均等・均衡待遇の推進

パートタイム労働者と通常の労働者との均等・均衡待遇の確保、正社員転換を推進するため、地方自治体と連携し、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）の周知・徹底、職務評価の導入支援、先進的事例の情報提供等により、雇用管理改善の取組を実施する。

五　その他

(一) 震災復興のための雇用対策

ア　震災等緊急雇用対応事業の推進

東日本大震災の被災者の当面の雇用の場を確保し、生活の安定を図るため、震災等緊急雇用対応事業の基金を積み増すとともに、実施期間を延長する。

イ　福島避難者帰還等就職支援事業

福島県内外の避難者に対する就職支援体制等を充実する事業を実施する。

(二) ワーク・ライフ・バランスの実現

ア　仕事と家庭の両立支援策の推進

第二の一の(二)のア参照。

イ　短時間正社員制度の導入・定着の促進

短時間正社員制度の普及・定着を促進するため、地方自治体等と連携し、各種助成金制度の活用や当該制度の導入企業の具体的事例に基づくノウハウを提供し、当該制度の周知・啓発を図る。

(三) 外国人労働者問題等への適切な対応

ア　外国人の適正な就業の促進

日系人集住地域を中心に、通訳・相談員等を配置する等、外国人労働者に係るマッチングの強化やキャリア形成等を推進する。また、事業主に対する外国人雇用状況届出や雇用管理改善の指導等の徹底、関係行政機関との連携による不法就労防止に係る指導・啓発を行う。さらに、専門的・技術的分野の外国人や留学生の就職や企業における就労環境整備を支援する。

イ　日系人等の定住外国人に対する職業訓練等の推進

日系人集住地域を中心に、コミュニケーション能力の向上等を目的とした就労準備研修を行うとともに、就労経験の少ない者に対して、定住外国人向けの公共職業訓練等の受講を積極的にあっせんする。

ウ　技能実習制度の適切な運用

都道府県労働局は、技能実習制度推進事業に係る連絡会議等に参加し、技能実習生の雇用管理・生活状況に関して、地方自治体等関係機関と情報交換を行う。

(四) 最低賃金の遵守の徹底と最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業への支援

最低賃金額の周知をはじめとする取組を行い、最低賃金の遵守を徹底する。また、最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業を支援するため、都道府県労働局は経営課題と労務管理の相談等にワンストップで対応する相談窓口の設置や、労働能率の増進に資する設備導入等を行う中小企業に対する助成等を実施する。

(五) 労働者が安全で健康に働くことのできる職場作り

労働者の安全と健康を確保するため、労働災害の発生状況や有害業務の特性に応じた労働災害防止対策を徹底する。

石綿を含有する建材を使用した建築物等を解体する業務等（以下「解体等業務」という。）に従事する労働者の石綿ばく露防止対策については、石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）に基づく措置のより一層の履行確保を図るため、解体等業務を行う事業者に対する労働基準監督署の指導等に際しては、当該解体等業務に関係する他の法令に基づく事務を処理する地方自治体との連携を図る。

○厚生労働省告示第百七十二号

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第一条第二号の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第二号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成十七年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月十六日　厚生労働大臣　田村　憲久

第一号イ中「老人福祉法」を「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、老人福祉法」に、「又は同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム」を「、同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設」に改め、同号ロ中「入所定員」を「入居定員」に改め、同号ハ中「入所者」を「入居者」に改める。

○厚生労働省告示第百七十三号

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二条第二号の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第二号の規定に基づき別に厚生労働大臣が定める事業（平成十八年厚生労働省告示第三百二号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月十六日　厚生労働大臣　田村　憲久

第一号を削る。

第二号中「老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法にいう老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は」を削り、同号を第一号とする。

第三号を第二号とする。

○厚生労働省告示第百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十五年八月一日から適用する。

平成二十五年五月十六日　厚生労働大臣　田村　憲久